

内閣府 先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業
「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」
有識者会議の設置について（案）

1. 目的

先端的サービスの開発・構築等に関する調査事業「茨城県つくば市におけるインターネット投票に係る調査実証事業」において、公職選挙におけるインターネット投票の実施に必要な諸課題を洗い出し、投票システム（運用含む）の技術検証、システムの監査等を行うため、有識者会議を設置する。

2. 主な検討事項

- (1) 検証項目の精査及び各種リスクに対する助言・提案を行うこと。
- (2) 検証に堪える機能要件を備えたシステム設計となるよう助言・提案を行うこと。
- (3) 投票システムが仕様通りに構築され、正しく動作することを確認すること。
- (4) 投票システムが定められた手順で運用されていることを確認すること。
- (5) 公職選挙の手順に組み込む際に確認すべき事項について助言・提案を行うこと。

3. 有識者会議の運営等

(1) 座長

座長は、有識者会議の事務を掌理する。座長が有識者会議に出席できない場合は、座長代理がその職務を代理する。

(2) 議事

- ・有識者会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- ・議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合には、座長の決するところによる。

(3) 議事内容の公表

・有識者会議における議事の内容等は、有識者会議終了後速やかに、議事要旨の公表その他の適当な方法により公表する。ただし、議事要旨等の公表が有識者会議の円滑な運営に支障を及ぼす恐れがある場合は、座長は、期間を限り、その全部または一部を非公表とすることができる。